

公益財団法人木下記念事業団
令和7年度奨学生推薦要領

1 申請資格 奨学資金規程

- ・ 弊事業団の寮生及び奨学生 O B、寮生 O B は応募できません。
- ・ 保護者(※1)の保有する資産額(※2)の合計が 2,000 万円未満であること。
 - ※1 保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。
 - ※2 資産とは、現金やこれに準ずるもの(金・銀等、預貯金、有価証券)及び投資用資産として保有する土地等の不動産を指します。
 - ただし、自宅として保有する不動産は含みません。
 - 株を保有している場合は、時価で計算をしてください。
- ・ 他の機関による、給付形式の奨学資金を受給している学生は応募できません。
令和2年4月に開始された日本学生支援機構の新制度における給付型奨学金も同様に認めませんが、授業料減免の区分については可能とします。
- ・ 日本国籍を有する、2年生以上の学部生。編入による1年目の学生を除きます。
- ・ 令和7年4月1日現在25歳未満で未婚の者。

2 奨学資金 年額60万円を給付します。

3 提出書類

- (1) 奨学生申請書 (様式第1号)
- (2) 奨学生推薦書 (様式第2号)
- (3) 奨学生調書 (様式第3号)
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- (5) 貴学の成績証明書
- (6) 健康診断書 学内健診のもので結構です。
 - ※ 受診時期が遅い等の理由による別途追送の締切は6月20日(金)とします。
- (7) 所得を証明する書類
 - ①全ての保護者の令和6年所得証明書(所得・課税)の本紙
(内容は令和5年分「令和5年1月1日～12月31日」の状況)
 - ※ 無収入でも必要です。
 - ※ 住民税(市町村民税)決定通知書は不可。
 - ②令和6年源泉徴収票コピー(給与収入の有る方は必ず)
 - ③令和6年確定申告書全頁のコピー(確定申告をした方は必ず)
 - ※ 該当の書類を保護者である父母共に提出してください。
 - ↳ ひとり親世帯や、父母以外の場合は扶養者の方等
 - ※ 収入が有り確定申告をされた場合は①②③全てが必要です。
- (8) 住民票の写し(役所等で発行したもの)
本人、同一世帯の家族、続柄及び本籍地が記載されているもの。
 - ※ 家族の下を離れ住民票を移動している学生は、家族が記載されている住民票の除票を提出してください。
- (9) 感想文
事業団ホームページの「トップページ」「理事長挨拶」及び「設立の趣意」を読んだ感想文(1000字程度、A4縦向き・横書き、大学名、氏名、手書き可)を提出してください。

4 出願締切日 令和7年5月10日(土)必着

推薦する学生がいらない場合は、その旨のご連絡をお願いします。

5 採用内定通知 令和7年6月下旬 貴学に通知予定

6 正式採用通知 令和7年7月中旬 貴学に通知予定

(裏面に続く)

7 留意事項

奨学資金規程第3条に「申請資格」を規定しておりますが、第3号の「経済的理由」の目安とする保護者の年収は概ね次の通りです。

年収の目安基準を超える候補者をご推薦になる時は、事前に弊事業団事務局までご連絡を頂きますようお願いいたします。

給与収入	7, 000, 000 円
事業所得	4, 900, 000 円